

自殺総合対策大綱の見直しについて（案）

〔平成23年3月 日〕
自殺総合対策会議決定

平成19年6月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」（以下「現大綱」という。）において、おおむね5年を目途に見直すこととされていることから、平成23年から見直しに向けた検討に着手する。

1. 自殺総合対策会議は、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第20条第2項第1号に基づき、平成24年春を目途に、新しい自殺総合対策大綱（以下「新大綱」という。）の案の作成を行う。
2. 新大綱の案の作成に資するため、自殺対策推進会議において、現大綱に基づく諸施策の進捗状況を把握し、有識者等の意見を幅広く聴取することとする。